

相談窓口

ひとり親家庭総合サポートセンター

ひとり親の方からの、生活費など生計に関することや仕事のこと、奨学金に関する、住まいのこと、その他子育てに関することなど、様々な相談について、専門の相談員がアドバイスやサポートを行っています。相談は、LINEやメール、電話、オンライン(Zoom)、来所で行っていますので、いずれか相談のしやすい方法でご連絡ください。



寄り添い型の総合支援

Tel.077-526-8801

【相談時間】午前9時～午後5時(月～金曜、第1・3土曜)

E-mail : support@nozomi-kai.com



滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

就職、転職、能力開発(職業訓練)、講習会など、就業に関する相談や情報提供を行っています。弁護士による法律相談も行っています。

Tel.0748-37-5088

【相談時間】午前9時～午後5時(午前4時まで受付)

※月曜、祝休日の翌日、GW、お盆、年末年始は休み



女性の悩みごと相談(家庭における悩み)

女性の様々な相談に応じています

中央子ども家庭相談センター

Tel.077-564-7867

#8008(短縮ダイヤル)

【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

【電話相談】毎日 午前8時30分～午後10時

※電話相談については土日・祝日・年末年始も相談可

彦根子ども家庭相談センター

Tel.0749-24-3741

【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

【電話相談】月～金 午前8時30分～午後5時15分



こころんだいやる

育児のことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

Tel.077-524-2030

【相談時間】

午前9時～午後9時(12/29～1/3除く)

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

こころのサポートしがLINE相談

学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのことなど様々な悩みの相談に応じています。

【相談時間】午後4時～午後10時



その他

県内の相談窓口一覧はホームページにも記載しています。



ひとり親家庭

サポートだより

お出かけは暖かい服装で



Contents

児童扶養手当法等の一部改正について

奨学制度のお知らせ

高等職業訓練促進給付金について

各種相談窓口

バックナンバーの紹介

2024.夏号

ハロートレーニングをご存知ですか？滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの令和6年度の予定

2024.春号

ひとり親家庭等生活実態調査について



TOPICS

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられました。

詳しくはこちら



1. 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額が引き上げられました。

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になりました。詳しくは、お住いの市町へお問い合わせください。



★お願い★ 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども家庭支援課までお寄せください。

ひとり親家庭

サポートだより

第50号

令和6年11月発行

編集・発行

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

tel.077-528-3554

E-mail : hitoriyoa@pref.shiga.lg.jp



この印刷物は、「環境保護印刷推進協議会」が定める認証基準で印刷しています。また、大豆油インキを包含した植物油インキを使用しています。

※紙面に掲載のイラストは全てイメージです。



# 奨学制度のお知らせ

「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」はひとり親家庭が利用できる奨学制度の一つです。  
制度の詳細についてはお問い合わせください。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付

### 概要

ひとり親家庭や寡婦の方等に、高等学校、大学(院)、高等専門学校または専修学校に入学、修学するための必要な資金を貸付しています。

### 貸付要件

経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童  
※滋賀県奨学資金、滋賀県高等学校等定時制課程、通信制課程修学奨励金および生活福祉資金との併用はできません。

### 《貸付額(無利子)》

修学資金 (月額)	高等学校	18,000円～ 35,000円
	高等専門学校	21,000円～ 76,600円
	専修学校(専門課程)	45,000円～ 84,300円
	短期大学	45,000円～ 87,300円
	大学	47,300円～ 97,300円
就学支度資金 (一時金)	大学院	88,000円～122,000円
	高等学校 短期大学、大学、高等専門学校、大学院	150,000円～420,000円 410,000円～590,000円

※国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により貸付金額が異なります。

### 返還

学校卒業後の6か月後から返還

### 申請時期

修学資金 就学前の申込み可能。事前相談必要  
就学支度資金 就学前に申込み。事前相談必要

### 問合せ先

市にお住まいの方 お住まいの市役所

(愛荘・豊郷・甲良・多賀)

湖東健康福祉事務所 Tel.0749-21-0281

町にお住まいの方

(日野・竜王)

東近江健康福祉事務所 Tel.0748-22-1300



他の奨学制度については  
こちらをご覧ください



# 資格取得を目指すひとり親の皆様へ 給付型 高等職業訓練促進給付金についてのご紹介

資格取得をして転職や就職につなげたいけど、訓練期間中に収入が減るのが心配…。  
そんなお悩みはありませんか？

高等職業訓練促進給付金は、ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して  
養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度です。  
訓練期間中、月額10万円の現金給付があります。ぜひご利用ください。

## 対象となる人

ひとり親の方で

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準(※1)にある方。  
ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とします。
- ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、  
対象資格の取得等が見込まれる方。
- ③仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方。  
※例:お子さんが1人の場合、1年間の収入が385万円未満。

## 対象となる資格の例

看護師、准看護師、保育士、調理師、介護福祉士等

## 支給内容

訓練期間中、月額10万円  
(住民税課税世帯は月額70,500円)

## 問い合わせ

お住まいの市町まで



## 就職活動中のお住まいでお悩みの方

償還免除付貸付

償還免除付きのひとり親家庭住宅支援資金貸付もご利用いただけます。  
自立に向け意欲的に取り組む、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に、  
月上限4万円×12月を貸し付けます。

1年就労継続なら一括償還免除になります。 ※詳細はお住まいの市町まで

